

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-13
処分の種類	緊急時の措置命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第23条第2項			
処分の概要	気象状況の影響により大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当するときに、ばい煙排出者又、揮発性有機化合物排出者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県光化学オキシダント緊急時対策要綱</p> <p>第8 緊急時の措置等 緊急時の発令及び解除にあたって一般への周知及び関係機関への連絡等は別図に掲げる経路により行うとともに、別記1「緊急時における措置および注意事項」により対応する。</p> <p>別記1 緊急時における措置及び注意事項 3 事業者等に対する措置 環境部長は地域振興局長に次の措置を行うことを指示する。</p> <p>(1)注意報時 ア 発令地域内にあつて1時間当りの燃料使用量が重油換算で500Lを越える工場事業場(以下「大量ばい煙発生事業者」という。)に対して、通常の使用量等の20%程度削減するよう、必要に応じて協力を求める。 イ ばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対して排出量を削減するよう必要に応じて自主的協力を求める。</p> <p>(2)警報時 ア 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の使用量等の40%程度削減するよう勧告する。 イ ばい煙発生事業者、揮発性有機化合物排出者に対し、通常の使用量等の20%程度削減、又は排出量の20%程度削減するよう勧告する。</p> <p>(3)重大警報時 ア 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の使用量等の40%程度削減するよう命令し、講じた措置の内容を報告するよう求める。 イ ばい煙発生事業者、揮発性有機化合物排出者に対し、通常の使用量等の20%程度削減又は排出量の20%程度削減するよう命令し、講じた措置の内容を報告するよう求める。</p> <p>(4)上記の措置は注意報解除時まで継続する。</p>			
基準の制定根拠				